

付議案第31号

福岡市教育委員会職員記章規程等の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和5年3月28日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、地方公務員法が改正されることに伴い、福岡市教育委員会職員記章規程等の一部を改正する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員記章規程等の一部改正案

(福岡市教育委員会職員記章規程の一部改正)

第1条 福岡市教育委員会職員記章規程（平成29年福岡市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(福岡市教育委員会職員証規程の一部改正)

第2条 福岡市教育委員会職員証規程（平成11年福岡市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

第1条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

福岡市教育委員会職員記章規程（平成29年福岡市教育委員会訓令第5号）新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、福岡市教育委員会職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）、臨時的に任用された職員及び任期を定めて採用された職員（助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び学校栄養職員に限る。）を除く。以下「職員」という。）の記章の着用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、福岡市教育委員会職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）、臨時的に任用された職員及び任期を定めて採用された職員（助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び学校栄養職員に限る。）を除く。以下「職員」という。）の記章の着用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p>

福岡市教育委員会職員証規程（平成11年福岡市教育委員会訓令第2号）新旧対照表

旧	新
<p>第1条（略） （職員の範囲）</p> <p>第2条 この規程において、職員とは、福岡市教育委員会の任命に係る職員のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員 （交付）</p> <p>第3条 職員に対しては、職員証（別記様式）を発行する。ただし、市の他の機関からの転任により職員となった者又は市の他の機関を退職した後引き続き福岡市教育委員会に再任用（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定による採用をいう。以下同じ。）されて職員となった者が、当該機関が発行した別記様式と同様の職員証を有するときは、当該職員証をこの規程に基づいて発行したものとみなす。</p> <p>第4条～第8条（略）</p>	<p>第1条（略） （職員の範囲）</p> <p>第2条 この規程において、職員とは、福岡市教育委員会の任命に係る職員のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員 （交付）</p> <p>第3条 職員に対しては、職員証（別記様式）を発行する。ただし、市の他の機関からの転任により職員となった者又は市の他の機関を退職した後引き続き福岡市教育委員会に再任用（<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定による採用をいう。以下同じ。）されて職員となった者が、当該機関が発行した別記様式と同様の職員証を有するときは、当該職員証をこの規程に基づいて発行したものとみなす。</p> <p>第4条～第8条（略）</p>